



一 第一項第二号に規定するクレジットカードを使用する方法により国税を納付する場合

次に掲げる事項

イ 納付書記載事項

ロ 当該第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に關し必要な事項

(納付受託者の指定の基準)

第三条 国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)以下「令」という。第七条の二第二号(納付受託者の指定要件)に規定する財務省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 法第三十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)(納付受託者に対する納入の委託)に規定する納付受託者(公租公課又は公料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他のこれらに準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であること。

二 法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)に規定する納付受託者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一條の二の三第一項(指定納付受託者)に規定する指定納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であること。

(納付受託者の指定の手続)

第四条 法第三十四条の四第一項(納付受託者の規定による国税庁長官又は財務大臣の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(定義)に規定する法人番号(同項に規定する

2 前項の申出書には、定款、法人の登記事項証明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの（以下この項において「定款等」という。）を添付しなければならない。ただし、国税庁長官又は財務大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をそのまま使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イ（定義）に規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち定款等の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。

3 国税庁長官又は財務大臣は、第一項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を当該申出書を提出した者に通知しなければならない。

（納付受託者の指定に係る公示事項）

**第五条** 法第三十四条の四第二項（納付受託者）に規定する財務省令で定める事項は、国税庁長官又は財務大臣が同条第一項の規定による指定をした日とする。

（納付受託者の名称等の変更の届出）

**第六条** 納付受託者（法第三十四条の四第一項（納付受託者）に規定する納付受託者をいう。所在地を変更しようとするときは、同条第三項の規定により、変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか最早い日までに、その旨を記載した届出書を国税庁長官又は財務大臣に提出しなければならない。

（納付受託の手続）

**第七条** 納付受託者は、法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しよとするとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、これを受領し、当該国税を納付しようとする者に、払込金

2 納付受託者は、法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該国税を納付しようとする者に、その旨を電子情報処理組織を使用して通知しなければならない。

3 前二項の納付受託者は、それぞれこれららの規定に規定する委託を受けた国税に係る払込取扱票又は納付書記載事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

(納付受託者の報告)

**第八条** 納付受託者は、法第三十四条の五第二項（納付受託者の納付）の規定により、次に掲げる事項を国税庁長官又は財務大臣に報告しなければならない。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において法第三十四条の三第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

二 前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項

イ 納付書記載事項

ロ 国税を納付しようとする者から法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による委託に基づき金銭の交付を受け、又は同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により委託を受けた年月日（納付受託者に対する報告の微訛）

**第九条** 国税庁長官又は財務大臣は、納付受託者の帳簿保管等の義務の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(納付受託者の指定取消の通知)

**第十条** 国税庁長官又は財務大臣は、法第三十四条の七第一項（納付受託者の指定の取消し）の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(身分証明書の交付)

**第十一条の二** 国税局長、税務署長又は税關長は、法第四十六条の二第十一項（納税の猶予の申請手続等）の規定により質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行う職員に、同条第十二項の身分証明書を交付しなければならない。

(担保の提供手続)

**第十五条** 令第十六条第一項（担保の提供手続）に規定する財務省令で定める振替債は、振替国

債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）とする。

2 令第十六条第一項本文に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 供託書の正本

二 担保を提供する旨の書類（担保を提供する者以外の第三者が有する財産を担保として提供する場合には、当該第三者がその提供について承諾した旨が記載されたものに限る。）

三 その他担保の提供に関し必要と認められる書類

4 令第十六条第一項ただし書に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 國債規則（大正十一年大藏省令第三十一号）の規定により担保の登録をした旨の同令第四十一条（登録済通知書の交付）に規定する登録済通知書

二 前項第二号及び第三号に掲げる書類

4 令第十六条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第十六条第二項に規定する担保振替株式等の種類、銘柄並びに銘柄ごとの数及び金額を記載した書類

二 第二項第二号及び第三号に掲げる書類

4 令第十六条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第五十条第三号（担保の種類）に掲げる担保（以下この号及び次項第一号口において「土地」という。）次に掲げる書類

イ 担保となる土地の登記事項証明書

ロ 担保となる土地の評価の明細（地方税法百四十五条法律第二百二十六号）第三百四十二条第九号（固定資産税に関する用語の意義）に掲げる固定資産課税台帳に登録された価格について市町村長が交付する証明書（次号ロ及び第三号口において「固定資産税評価証明書」という。）を含む。）ハ 抵当権の設定の登記に係る土地の所有者の当該設定を承諾する旨の書類（当該所有者の記名押印があるものに限る。）

二 ハの土地の所有者の印鑑証明書

ホ 第二項第二号及び第三号に掲げる書類

二 法第五十条第四号に掲げる担保（以下この号及び次項第一号において「建物等」といいう。）次に掲げる書類  
イ 担保となる建物等の登記事項證明書その他の登記又は登録がされている事項を明らかにする書類  
ロ 担保となる建物等の評価の明細（固定資産税評価證明書を含む。）  
ハ 抵当権の設定の登記又は登録に係る建物等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類  
ニ ハの建物等の所有者の印鑑證明書  
ホ 保険業法（平成七年法律五百号）第二条第一項（定義）に規定する保険業その他これに類する事業を行う者に對して提出する書類で担保となる建物等に付された保険に係る保険金請求権に質権を設定することの承認を請求するためのもの  
ト 第二項第二号及び第三号に掲げる書類  
三 法第五十条第五号に掲げる担保（以下この号及び次項第一号において「鉄道財團等」という。）次に掲げる書類  
ロ 担保となる鉄道財團等の評価の明細（固定資産税評価證明書を含む。）  
ハ 抵当権の設定の登記又は登録に係る鉄道財團等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類（当該所有者の記名押印があるものに限る。）  
ニ ハの鉄道財團等の所有者の印鑑證明書  
ホ 当該保証人が所有する土地、建物等及び鉄道財團等に係る前項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロに掲げる書類

ハ 当該保証人の収入の状況を確認できる書類並びに当該保証人の財産及び債務の明細を記載した書類  
二 当該保証人の印鑑證明書  
本 第二項第二号及び第三号に掲げる書類  
合 次に掲げる書類（税關長が課する国税の担保として当該保証人の保証を提供する場合には、ロに掲げる書類を除く。）  
イ 当該保証人の保証を証する書面（当該保証人の代表者の記名押印があるものに限る。）

二 法第五十条第六号の保証人が法人である場合に次に掲げる書類（税關長が課する国税の担保として当該保証人の保証を提供する場合には、ロに掲げる書類を除く。）  
イ 当該保証人の印鑑證明書  
本 第二項第二号及び第三号に掲げる書類  
合 次に掲げる書類（税關長が課する国税の担保として当該保証人の保証を提供する場合には、ロに掲げる書類を除く。）  
イ 当該保証人の保証を証する書面（当該保証人の代表者の記名押印があるものに限る。）

ハ 当該保証人の代表者の印鑑證明書  
二 第二項第二号及び第三号に掲げる書類（加重された過少申告加算税等の対象となる帳簿等）  
ロ 当該保証人に係る登記事項證明書  
ハ 当該保証人の代表者の印鑑證明書  
二 第二項第二号及び第三号に掲げる書類（法第六十五条第四項第一号に規定する財務省算税）に規定する財務省令で定める帳簿は、同項に規定する修正申告等又は法第六十六条第五項（無申告加算税）に規定する期限後申告等の基因となる事項に係る次に掲げる帳簿のうち、法第六十五条第四項第一号に規定する特定事項（以下この条において「特定事項」という。）に関する調査について必要があると認められるものとする。  
一 所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第五十八条第一項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳及び総勘定元帳  
二 所得税法施行規則第五十六条第一項（ただし書（青色申告者の備え付けるべき帳簿書類）の規定により同項ただし書に規定する財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる帳簿）  
三 所得税法施行規則第一百二条第一項（事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存）に規定する帳簿  
四 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十四条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳及び総勘定元帳  
五 法人税法施行規則第六十六条第一項（取引に関する帳簿及びその記載事項等）に規定す

法第三十八条第二項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）に規定する帳簿、同法第三十八条の二第二項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）に規定する帳簿及び同法第五十八条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿（同法第二条第一項第八号（定義）に規定する資産の譲渡等又は同項第十二号に規定する課税仕入れに関する事項の記録に係るものに限る。）  
法第六十五条第四項第一号に規定する財務省令で定める事項は、売上げ（業務に係る收入を含む。）とする。  
法第六十五条第四項第一号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録すべき特定事項の金額の二分の一に満たない場合とする。  
法第六十五条第四項第一号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録すべき特定事項の金額の三分の二に満たない場合とする。  
法第六十六条第五項第一号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録すべき特定事項の金額の三分の二に満たない場合とする。  
法第六十六条第五項第二号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、又は記録すべき特定事項の金額の三分の二に満たない場合とする。  
（税務代理人がある場合における納稅義務者に対する調査の事前通知）  
二 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二十六条第一項各号（登録の抹消）のいずれかに該当することとなつたこと。  
三 税理士法第四十三条（業務の停止）の規定に該当することとなつたこと、同法第四十五条（脱税相談等をした場合の懲戒）若しくは第四十六条（一般の懲戒）の規定による税理士業務の停止の処分を受けたこと又は同法第四十八条の二十第一項（違法行為等についての処分）の規定による業務の停止を命ぜられたこと。  
（税務代理人がある場合における納稅義務者に対する調査の事前通知）  
二 税理士法第四十三条（業務の停止）の規定に該当することとなつたこと、同法第四十五条（脱税相談等をした場合の懲戒）若しくは第四十六条（一般の懲戒）の規定による税理士業務の停止の処分を受けたこと又は同法第四十八条の二十第一項（違法行為等についての処分）の規定による業務の停止を命ぜられたこと。  
（税務代理権限証書）の税務代理権限証書（次項において「税務代理権限証書」という。）に、法第七十四条の九第六項に規定する財務省令（税務代理権限証書）において「税務代理権限証書」という。に、法第七十四条の九第六項に規定する財務省令（税務代理権限証書）に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合と同一の事項が該当する。  
（預貯金等の内容に関する事項）  
二 法第七十四条の九第六項に規定する財務省令（税務代理権限証書）に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合と同一の事項が該当する。  
（社債等の内容に関する事項）  
二 法第七十四条の十三の二（預貯金等の管理）に規定する財務省令で定める事項は、同条に規定する預貯金者等の顧客番号並びに同条に規定する預貯金等の口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入日及び満期日とする。  
（株式等の内容に関する事項等）  
二 令第二十九条第二項第一号ロ（還付金に係る決定等の期間制限の起算日等）に規定する納稅管理人の死亡又は解散その他財務省令で定める事由は、当該納稅管理人が破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこととする。  
（振替機関の加入者情報の管理等）に規定する

財務省令で定める社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の三まで（定義に掲げるもののうち、社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第五号）第六十二条（特定個人情報の提供）の規定により振替機関（法第七十四条の十三の四第二項に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）が同令第六十二条に規定する業務規程で定めるものとする。

法第七十四条の十三の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、振替機関又はその下位機関（同項に規定する下位機関をいう。次項において同じ。）の加入者の同条第一項に規定する株式等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額を特定するため当該振替機関が定める当該加入者の記号又は番号とする。

法第七十四条の十三の四第二項に規定する財務省令で定める事項は、振替機関又はその下位機関の同項に規定する加入者の氏名（法人については、名称）及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）とする。

令第三十条の八第二項（振替機関の加入者情報の管理等）に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用して送信する方法

二 その提供すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体を交付する方法

（映像等の送受信による通話の方法による再調査の請求に係る口頭意見陳述等）

**第十一條の八** 令第三十一条の三（映像等の送受信による通話の方法による再調査の請求に係る口頭意見陳述等）に規定する方法によつて同条に規定する口頭意見陳述の期日における審理を行ふ場合には、再調査の請求人及び参加人（同条に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて令第三十一条の三に規定する再調査審理庁が相当と認める場所を、再調査の請求人及び参加人ごとに指定して行う。

（映像等の送受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等）

**第十一條の九** 令第三十三条の三（映像等の送受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等）に規定する方法によつて同条に規定する口頭意見陳述の期日における審理を行ふ場合には、再調査の請求人及び参加人（同条に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて令第三十一条の三に規定する再調査審理庁が相当と認める場所を、再調査の請求人及び参加人ごとに指定して行う。

場合には、審理関係人（同条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて担当審判官が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（電磁的記録に記録された事項の表示等）

**第十一條の十** 法第九十七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）の規定による閲覧に係る電磁的記録に記録された事項の表示は、当該事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

1 令第三十五条の二第四項（交付の求め等）に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

一 令第三十五条の二第一項第一号に規定する対象書類を複写し、又は同号に規定する対象電磁的記録に記録された事項を出力した用紙について法第九十七条の三第一項の規定による交付を求める枚数

2 令第三十五条の二第三項に規定する手数料の額

3 令第三十五条の二第八項に規定する財務省令で定める方法は、郵便切手又は国税庁長官が定めるこれに類する証票で納付する方法とする。

（審査請求に係る書類の提出先）

**第十二条** 法第八十七条第二項（審査請求書の記載事項等）に規定する審査請求書その他国税不服審判所長に対する審査請求（以下「審査請求」という。）に関し提出する書類は、法令に別段の定めがある場合を除き、その審査請求に係る法第九十三条第一項（答弁書の提出等）に規定する原処分庁の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部（以下「支部」という。）の首席国税審判官に提出するものとする。ただし、審査請求に係る処分が所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税（法第二条第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等に係る消費税をいう。）、電源開発促進税又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべきものを除く。）に係る税務署長、国税局長又は税関長の処分（国税の徴収に関する处分及び滞納処分（その例による处分を含む。）を除く。）又は法第三十六条第一項（納稅の告知）の規定による納稅の告知のうち同項第一号（不納付加算税及び法第六十八条第三項又は第四項（同条第三項

の重加算税に係る部分に限る。) (重加算税)  
に係るもの(次項第二号において単に「処分」という。)である場合においては、当該書類は、審査請求をする際における当該国税の納稅地を管轄する支部の首席国税審判官に提出するものとする。  
2 次の各号のいずれかに該当するときは、その時以後において審査請求に関し提出する書類は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める者に提出するものとする。  
一 国税不服審判所長が令第三十八条第二項後段(権限の委任等)の規定により審査請求人に通知をしたとき 国税不服審判所長  
二 処分につき審査請求があつた場合において、その後当該審査請求に係る国税の納稅地に異動があり、異動後に審査請求に関し提出する書類につき前項ただし書の首席国税審判官がその提出先を変更する必要があると認めてその旨を審査請求人に通知したとき 異動後の納稅地を管轄する支部の首席国税審判官(納稅管理人に処理させる必要があると認められる国税に関する事項)  
**第十二条の一 法第一百七十七条第三項(納稅管理人)に規定する財務省令で定める国税に関する事項は、次に掲げる事項その他これに類する事項とする。**  
一 国税に関する調査において国税局長若しくは税務署長又は国税局若しくは税務署の当該職員(次号において「国税局長等」という。)が法第一百七十七条第三項の納稅者に対して発する書類を受領し、及び当該納稅者に対して当該書類を送付すること。  
二 国税に関する調査において法第一百七十七条第三項の納稅者が国税局長等に対して提出する書類を受領し、及び当該国税局長等に対して当該書類を提出すること。  
(納稅證明書の交付を請求することができる事項)  
**第十三条 令第四十一条第一項第六号(納稅證明書の交付の請求等)に規定する財務省令で定める事項は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十八条第一項(所得稅額の控除)の規定により法人税の額から控除すべき所得稅の額その他国税に関する事項で地方税法第十四条の九第二項各号(法定納期限等以前に設定された権の優先)に掲げる地方税の額の算出のため**





別紙第1号書

1

第1行		納付書・領収証通合知書									
国税 収納金 管理会員		年度 (受入科目)					取扱 場 所 (名)			第 1 号	
国 庫 金	本 税	百	十	万	千	百	十	千	百	納期等の区分	
	附加税										
	附加税										
	利子税										
	延滞税										
	合計額										
左記の合計額を領 収しました。											
(納税者)											
納 税 地											
氏名又は名称											
あて先 〔 国税 収納金 管理会員 に関する 諸名、官職及び 氏名並びに在勤部署名及びその所在地 〕											
(納取年月日及び領取 者名)											

(33)

1

(3)

1

備

12 電子計算機を使用して納付書を作成する場合で、日本産業規格X0012(情報処理用紙(データ媒体、記憶装置及び関連装置))に規定する非衝撃式印字装置により印字するとときは、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の4に掲げる事項を印字する方法によること。

13 納税者の納税地及び氏名又は名称、年度、受入科目並びに取扱店名のすべてが同一である二以上の国税について、これらを一括して

枚の納付書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、1件別の内訳を付記するものとする。

14. 第5回の第1章の「新規会員登録」により、新規会員登録を行う場合の画面内に「バーコード（新規会員登録）」があるのは、「新規会員登録」と、「納税地」とあるのは「住所又は店舗所在地」とする。この場合には、受入料目の記載を省略することができる。

15. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、加算税、利子税又は延滞税の各欄を省略することその他の機能を備えなくてはいけない。

別紙第1号の2書式

The flowchart is organized into several main sections:

- Top Section:** '新規登録申請' (New Registration Application) with a 'Start' button.
- Left Column:** '新規登録' (New Registration) section containing '新規登録' (New Registration), '新規登録用紙' (New Registration Form), and '新規登録用紙(複数用)' (New Registration Form (Multiple Use)).
- Middle Left Section:** '新規登録申請' (New Registration Application) with a '新規登録申請' (New Registration Application) button.
- Middle Right Section:** '新規登録申請' (New Registration Application) with a '新規登録申請' (New Registration Application) button.
- Bottom Section:** '新規登録申請' (New Registration Application) with a '新規登録申請' (New Registration Application) button.
- Right Column:** '新規登録申請' (New Registration Application) with a '新規登録申請' (New Registration Application) button.
- Bottom Right Section:** '新規登録申請' (New Registration Application) with a '新規登録申請' (New Registration Application) button.

- 用紙の大きさは、封筒用紙面積ゼットルマ、横ゼットルマとする。
- 第1号文書及び第2号文書、この書式に依る。
- 必要があるときは、各欄の範囲を著しく変更することなく他の範囲を加えることができる。
- 印字部(裏面に係る部分に限る)に規定する封筒書式については、この書式に代え、封筒内文字右端に定める書式の範囲が取り扱う用紙について、封筒内文字右端の範囲に記入することができる。

別紙第1号の3書式

#### 備考

- 摘要欄には、納付先の金融機関名その他必要な事項を記載すること。
- 受権と記録は改行して記載すること。

- 2 受講と出席は改行して記載すること。
- 3 第1表の3書式選考3は、この書式について選用する。

3 画1令の書式請求は、この書式について準用する。

別紙第2号書式

別紙第2号書式 (第1行)		納 税 知 書・領 取 請 書										
国税 収納金整理資金 管理課		年度 (受入料日)					(取扱 店 名)					第 号
固 定 資 本 金	右のとおり、納付して下さい。											納期区分 納期限 納付場所
	年	月	日	本 税	百	千	万	千	百	十	円	
	加算税											
	加算税											
	告知額計											
延滞税											左記の合計額を領 収しました。	
合 計 額											(仮受領日及び領取 者名)	
(納 税 者)												
納 税 地												
氏名又は名称												

(第2片)

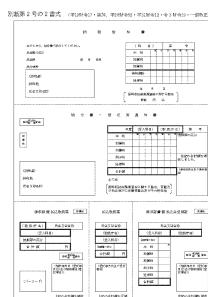
領 収 溝 通 知 書		
国税 徴収金 資金		
印鑑 金	年 度	(受入科目)
	本 権	百 千 万 千 百 十 円
加算税		納期等の区分
加算税		納期限 年 月 日限
告 知 額 計		納付場所
延 滞 税		左記の合計額を領收しました。
合 計 額		(領收年月日及び領收者名)
あて先 (因税徴収金整理資金に関する職名、官職及び氏名) 並びに在勤在常名及びその所在地		
(納 税 者) 納 税 地 氏名又は名称		

(第3片)

領 収 控		
国税 徴収金 資金		
印鑑 金	年 度	(受入科目)
	本 権	百 千 万 千 百 十 円
加算税		納期等の区分
加算税		納期限 年 月 日限
告 知 額 計		納付場所
延 滞 税		左記の合計額を領收しました。
合 計 額		(領收年月日及び領收者名)
(納 税 者) 納 税 地 氏名又は名称		

## 備考

- 第1号書式備考(4、7から12まで及び14を除く。)は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納付書」とあるのは「納税告知書」と、「並びに取扱庁名」とあるのは「取扱庁名、取扱場所、納期限並びに納付場所」に読み替えるものとする。
- 納税者の納税地及び氏名又は名称、年度、受入科目、取扱名、納期限等の区分、納期限、納付場所並びに金額(返済税の額及び合計額を除く。)は、この納税告知書の発行者が記載するものとす。ただし、税闘が取り扱う回数については、納期限を記載しないことができる。
- 税闘が取り扱う因税に係る納税告知書については、各片ご納税告知書・領収証書・領收控及び領收溝通知書の順に接続するとともに、用紙の大きさの範囲を各片ともにおおむねセンターメートルとするものとする。
- 電子計算機を使用して第1号書式各項ごとに定めた納税告知書を作成する場合で、日本産業規格X0012(情報処理用語)(データ媒体、記憶装置及び周連装置)に規定する消滅性記印装置により印字するときは、上記において準用する第1号書式備考2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容で2枚複数枚を印字する方法によることとする。



別紙第3号書式

新規薬の新規性及び俗名又は略称、既存並びに国際的呼称のすべてが同一である二以上の医薬品については、この表示に算じて開示した1枚の看板表にこれらの医薬品を記載して表示することができます。

別紙第4号書式

別紙第5号書式

新規登録		既存登録	
新規登録			
店舗名	店舗名	店舗名	店舗名
所在地	所在地	所在地	所在地
郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
開業年月日	開業年月日	開業年月日	開業年月日
電話番号	電話番号	電話番号	電話番号
fax番号	fax番号	fax番号	fax番号
備考欄			
新規登録の場合は記入ください。			

別紙第6号書式

別紙第7号書式

## 別紙第8号書式

別紙第8号書式 (その1) (平成6年・平成7年版) (平成6年・平成7年版)

被取扱名あて	
年 月 日	
住 所	姓 名
氏 名	事 号
下記のとおり、納税証書の交付を請求します。	
記	
登録免許料	元 金
登録免許料	手 費
登録免許料	支 税
登録免許料	保 険
登録免許料	税 金
登録免許料	其 の 他

備考  
 1. 用紙の大きさは、日本郵便標準封筒もととする。  
 2. 送致用又は領収者に原本を請求する場合には、この書式中「被取扱名」とあるものは「領收印」又は「領收票」とす。  
 3. 本件は、被取扱者が、税金を支拂う場合に、被取扱者が支拂うための領收印に開封を承認する場合もしくは、被取扱者が支拂う税金を支拂う場合に開封する法人等を記載することとし、被取扱が提出する場合は、この書式中「参考」欄に記載する。  
 4. 本件を郵便で送付する場合は、この書式について使用する。

## 別紙第9号書式 (その1)

別紙第9号書式 (その1) (平成6年・平成7年版) (平成6年・平成7年版)

被取扱名あて	
年 月 日	
住 所	姓 名
氏 名	事 号
記	
年度及び区分	納付すべき税額
	円 円
	月 月
(備考)	
備考	
上記のとおり、押印ないことを誓明します。	
年 月 日	被取扱者 実 施 者

備考  
 1. 期を記載する場合は、この用紙について使用する。  
 2. 送致用又は領収者に原本を請求する場合は、「被取扱名」にあらかじめ開封印(領收印)又は「領收票」とす。

## 別紙第9号書式 (その2)

別紙第9号書式 (その2) (平成6年・平成7年版) (平成6年・平成7年版)

被取扱名あて	
年 月 日	
住 所	姓 名
氏 名	事 号
記	
年 度	所 得 金 额
(その他)	
備考	
上記のとおり、押印ないことを誓明します。	
年 月 日	被取扱者 実 施 者

備考  
 1. 期を記載する場合は、この用紙について使用する。  
 2. 送致用又は領収者に原本を請求する場合は、「被取扱名」にあらかじめ開封印(領收印)又は「領收票」とす。

## 別紙第9号書式 (その3)

別紙第9号書式 (その3) (平成6年・平成7年版)

被取扱名あて	
年 月 日	
住 所	姓 名
氏 名	事 号
記について本納の期限はあらません。	
備考	
上記のとおり、押印ないことを誓明します。	
年 月 日	被取扱者 実 施 者

備考  
 別紙第9号書式 (その3) 備考は、この用紙について使用する。

## 別紙第9号書式（その3の2）

別紙第9号書式（その3の2）(F010401-00)

納税証明書
住所
氏名
番号
年月日
税務署長 官 先 名 団

備考  
1. 税事令書式（その1）請求は、この請求について無効とする。  
2. この請求は請求に付ける申告書類と合致する。所得税（源泉徴収による所得を除く）についての請求とする。

## 別紙第9号書式（その3の3）

別紙第9号書式（その3の3）(F010401-00)

納税証明書
住所
氏名
番号
年月日
税務署長 官 先 名 団

備考  
税事令書式（その1）請求は、この請求について無効とする。

## 別紙第9号書式（その4）

別紙第9号書式（その4）(F010401-00)

納税証明書
住所
氏名
番号
年月日
税務署長 官 先 名 团

備考  
税事令書式（その1）請求は、この請求について無効とする。

## 別紙第10号書式

別紙第10号書式 (F010401-00, F010402-00)

納税証明書
別紙第10号書式
住所
年月日
税務署長 官 先 名 団

備考  
上記の通り、税務署が提出した請求書に異議がある。税務署が本件を審査する場合、當初、税金、税額、税率、税率、並びに支拂ひを認めた場合は本件を差し戻す。本件を了する結果であることを証明する。